第23回 不法行為:土地工作物責任ほか

2017/01/10

松岡 久和

【物の管理責任類型】(315-316頁)

- 1 土地工作物責任(717条)
- (1) 意義
 - ・工作物の設置・管理の瑕疵だけで足り、被害者は加害者の過失立証不要
 - ・第一次責任:占有者・中間責任(立証責任の転換)、補充的責任:所有者・無過失責任
 - · 危険責任的要素 + 報償責任的要素
- (2) 議論のポイント
 - ・「土地工作物」は広く認められるが、土地との最低限度の接着性は不可欠

|判例 P366 (井の頭線踏切事故事件:踏切の保安施設は土地工作物)

- ・「瑕疵」:通常備えるべき安全性を欠いていること。物理的な欠陥のみならず機能上 の瑕疵や安全設備の不設置を含む←→過失の客観化(有力説)
- ・予想される誤使用に耐えるものでないと瑕疵と評価されるが絶対責任ではない

|判例 P366 (上記:警報器も遮断機もない踏切には機能上の瑕疵がある)

最判平5・3・30民集47巻4号3226頁 (中学テニス審判台転倒事件-国賠2条:6歳の幼児がぶらさがって遊ぶことは通常予想し得ない異常な使用方法で瑕疵も過失もない←絶対責任とすれば学校開放制度を閉ざし都会では幼児が危険な路上で遊ぶことになりかねない)

- ・所有権譲渡後の登記名義人は責任を負うか (⇒裏返しの対抗問題: PI 218)
- 2 動物占有者の責任(718条)
 - ・制御しきれない危険物 (瑕疵は不要) の管理責任・中間責任
 - ・占有者には間接占有者を含む
- 3 国家賠償法(2):国賠2条(営造物責任)-717条との違い
 - ・土地の工作物に限定されない
 - ・道路の管理につき通行止め措置をとらなかったことを瑕疵とするものがある

|判例 名古屋高判昭49・11・20判時761号18頁(飛騨川バス転落事故)

・河川管理については責任を緩める判例には批判有

|判例 最判昭59・1・26民集38巻2号53頁(大東水害訴訟-未改修河川:諸制約のもとで同種・同規模の河川の管理の一般的水準及び社会通念に照らして是認しうる安全性《過渡的安全性》を備えていると認められるかどうかが基準)

最判平2・12・13民集44巻9号1186頁 (多摩川水害訴訟-改修済河川:改修・整備が不要とされた後に危険が予測可能となった場合、財政的、技術的、社会的制約を考慮して瑕疵の有無を判断。差戻審では責任肯定)

4 自動車損害賠償保障法

- (1) 意義
 - ・厳しい中間責任 (無過失の危険責任に近い)
 - ・強制的な責任保険と被害者の保険金直接請求権
- (2) 法制度のポイント
 - · 人損 (人身被害) に限定⇒物損のみが生じた場合は民法による
 - ・運行供用者責任の責任要件:運行利益又は運行支配

限界例 ○被用者の勤務時間外の私用運転についての使用者

- ○経済的に生活を自己に全面的に依存する未成年者に自動車を買い与えた父 (所有者・名義人とも未成年者本人)
- ○レンタカー業者(否定判例は後に実質的に変更)
- ○修理で預かった自動車修理業者(被用者による事故)
- ×所有権留保売主 (実質は非占有担保権者)
- ×盗難車の所有者(事故との相当因果関係が欠ける)

×納品前注文主 (車体に注文主の社名がすでに入っていただけではダメ)

- ・運転者・運行供用者以外の者は原則として損害賠償請求権者たる「他人」
 - | 判例 ○最判昭47・5・30民集26巻4号898頁(「妻は他人」判決)

×最判昭57・11・26民集36巻11号2318頁(友人に飲酒運転を任せて事故死)

- ・3条の免責事由(①無過失、②被害者・第三者の故意・過失、③無欠陥等)の立証は困難
 - <u>判例</u> 最判昭46・11・19民集25巻8号1236頁 (パトカーUターン事件:転回の時期と方法が 不適切で衝突死亡した被害者にもっぱら過失があるとは言えない)
- ・強制保険でカバーできない部分(例:死亡3000万円+死亡までの傷害120万円、要介護第1級後遺症で4000万円+傷害120万円を超える損害。同法施行令2条、同別表第一)は、任意保険金又は加害者自身の賠償金支払による
- ・悪意の保険事故招致の場合には、保険金を支払った保険会社や国が被害者の持つ損害 賠償債権に代位する(保険者代位)

4 製造物責任 (Product Liability) 法

- (1) 意義(1条)
 - ・危険責任的な無過失責任だが、開発危険の抗弁など、中間責任的性格も残る
- (2) 法制度のポイント
 - ・「製造物」(2条1項):第一次産品自体や不動産・無体エネルギー・情報は対象外
 - ・責任主体:製造業者ほか加工・輸入業者・誤認表示者・実質的製造業者等に拡大
 - ・「欠陥」(2条2項):通常有すべき安全性の欠如
 - ○①製造ミスなどの製造物に偶発的に生じる製造上の欠陥
 - ②設計ミスなどにより同種製造物すべてに生じる設計上の欠陥
 - ③適切な使用方法や警告などを欠く表示上の欠陥
 - ・ 欠陥の判定基準について種々の解釈が対立
 - ・欠陥や因果関係を法律上推定する規定はない。事実上の推定法理で対応
 - ・責任対象となる損害(3条ただし書):純粋経済損害を含む**拡大損害**。懲罰的損害賠償 は不採用。賠償範囲や責任限度についても独自の規定なし→民法の解釈次第(6条)
 - ・賠償権利主体:制限なし。消費者保護法ではない
 - ・免責事由(4条): ①**開発危険の抗弁:**最高度の技術・知識によっても予見不可能 ②他の製造業者等の指示に従って無過失で生じた欠陥(民716条参照)
 - ・権利行使期間制限 (5条): 損害及び賠償義務者を知った時から3年または引渡し時から10年。**蓄積損害**には起算点で配慮

民法改正案 長期を消滅時効と明記し、生命・身体侵害は短期を5年に延長(2項追加)

・少額被害について**裁判外紛争処理機構の整備**を立法時に国会決議

【責任を軽減する特別法一失火責任法】

【参考文献】 澤井裕『失火責任の法理と判例〔増補版〕』(有斐閣、1990年)

- (1) 意義
 - ・「失火」の軽過失免責←過酷な責任の限定・賠償能力の限界
 - ・前提となる建物構造の変化→法の廃止論、様々な適用制限解釈(爆発を除くなど)
- (2) 議論のポイント
 - 契約上の責任は不免責
 - ・特殊な不法行為責任との関係:判例はおおむね「当てはめ説」
 - (a) 責任無能力者の失火 (子供の火遊び等) 監督義務の重過失の有無
 - |判例 P358 (10歳児マッチ火遊び事件) ⇒Case 22-01
 - (b) 被用者の失火 被用者自身の重過失の有無
 - 判例 P364 (銭湯ボイラー飛び火事件)

最判昭53·7·17民32卷5号1000頁(消防署員調査不十分再燃事件)

(c) 土地工作物の瑕疵に起因する失火 設置・管理の瑕疵についての重過失の有無

判例 P367 (高圧線杉の木接触発火事件)